

基安計発第 0126002 号  
平成 17 年 1 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部計画課長  
( 公 印 省 略 )

安全衛生委員会の構成員に関する昭和 47 年 9 月 18 日付け  
基発第 602 号の行政解釈に係る疑義について

標記について、山形労働局長からの別紙甲の照会に対し、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

山形労発基第130号  
平成16年12月21日

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部計画課長 殿

山形労働局長  
(公印省略)

安全衛生委員会の構成員に関する昭和47年9月18日付け  
基発第602号の行政解釈に係る疑義について(照会)

今般、管下の労働基準監督署から、安全衛生委員会の構成員に関し、労働安全衛生法第19条第4項において準用する同法第17条第4項で、「事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。」と規定し、同項に係る昭和47年9月18日付け基発第602号の行政解釈で、「第一号の委員以外の委員の半数の限度において、その者を指名しなければならない」とあるのは、同項の推薦に基づき指名された委員が第一号の委員以外の委員の半数を超える場合を含むものであると解してよろしいかとの照会があったところです。

これについては、下記のとおり解釈してよろしいかお伺いします。

#### 記

労働安全衛生法第17条第4項は、事業者は、同条第二項に規定する第一号の委員以外の委員について、最低基準としてその半数は労働者の過半数で組織する労働組合等の推薦に基づき指名しなければならない趣旨であるので、同条第四項の推薦に基づき指名された委員の数が半数を超えても差し支えないものである。

基安計発第 0126001 号

平成 17 年 1 月 26 日

山形労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部計画課長

( 公 印 省 略 )

安全衛生委員会の構成員に関する昭和 47 年 9 月 18 日付け  
基発第 602 号の行政解釈に係る疑義について (回答)

平成 16 年 12 月 21 日付け山形労発基第 130 号をもって照会のあった標  
記については、貴見のとおり解釈して差し支えない。